

【諮問事項】

道路及びその沿線の屋外広告物規制について

- 1 熊本県景観・屋外広告物審議会に諮問する根拠
- 2 屋外広告物と規制地域区分の概略
- 3 セミコンテクノパーク周辺の概要
- 4 規制予定路線の状況
- 5 規制の内容
- 6 既存広告物の状況
- 7 スケジュール等

熊本県景観・屋外広告物審議会に諮問する根拠

○熊本県屋外広告物条例

(審議会への諮問)

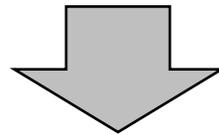
第27条 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第3条、第4条及び第5条までの規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(禁止地域)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(12) 道路、鉄道、軌道及び索道(建設中のこれらのものを含む。)並びにこれらから展望することができる地域で、知事が指定する区域



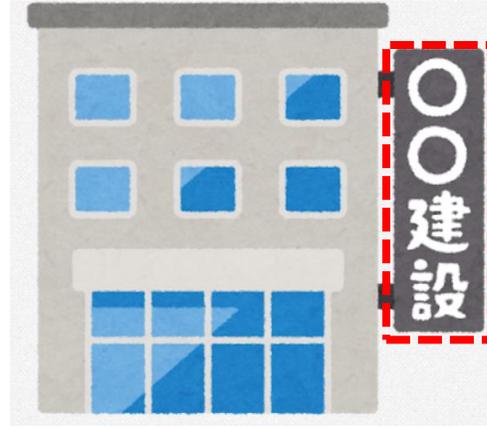
【熊本県景観・屋外広告物審議会の意見聴取】

今回、道路を禁止地域に指定する予定であるため、審議会への諮問が必要。

屋外広告物について

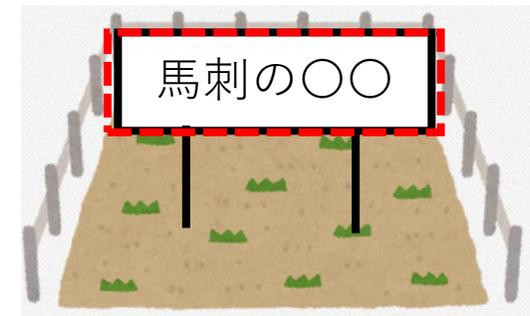
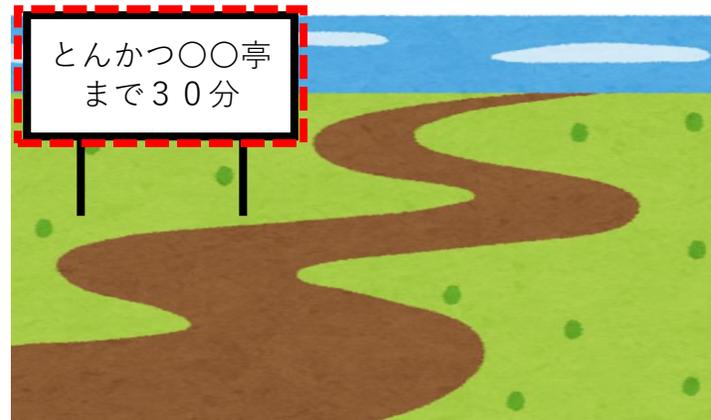
・ 自家用広告物：自己の事業所等の敷地に設置する自己の事業や営業を表示する広告物

例)



・ 一般広告物：自家用広告物に該当しない屋外広告物

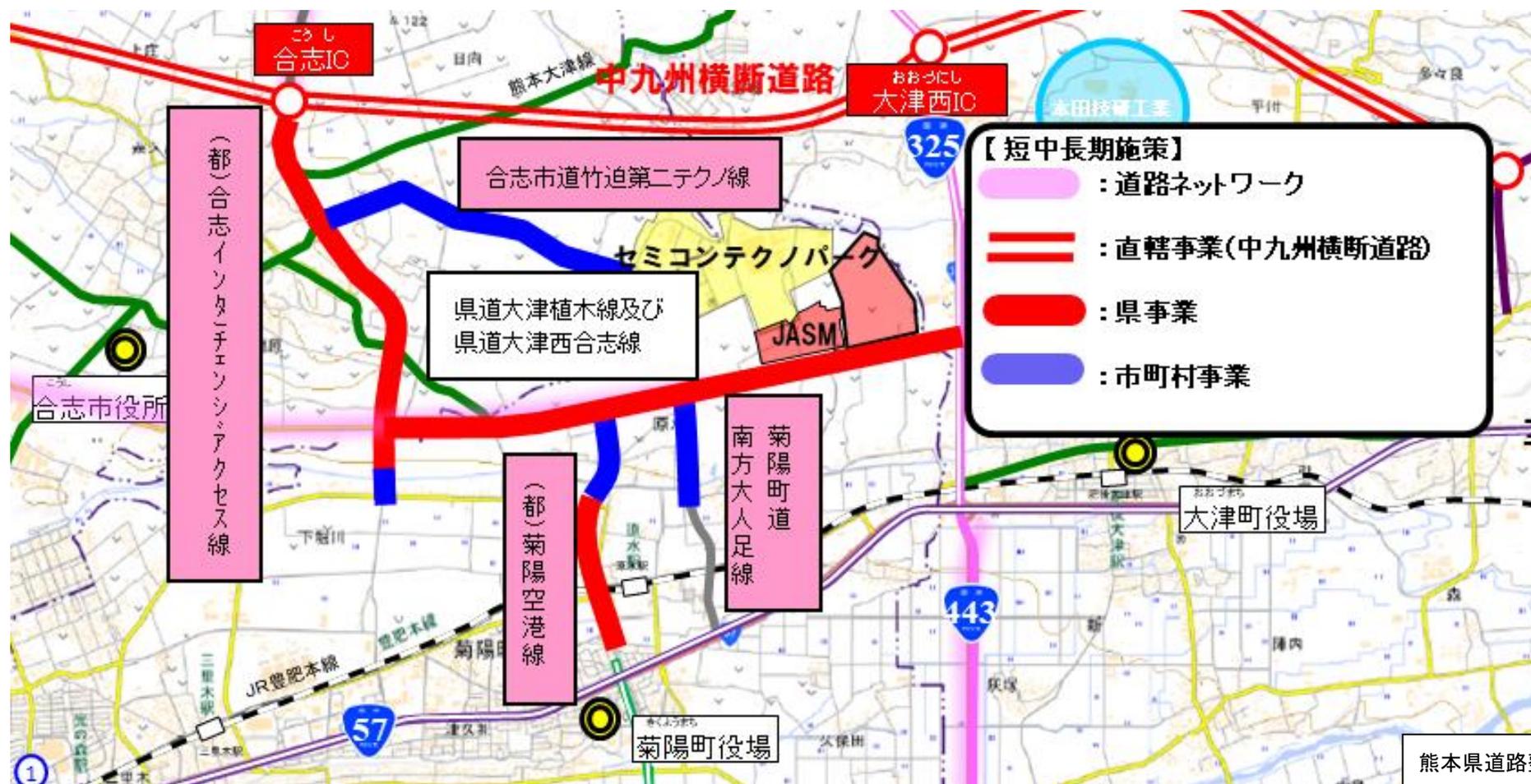
例)



セミコンテクノパーク周辺の概要

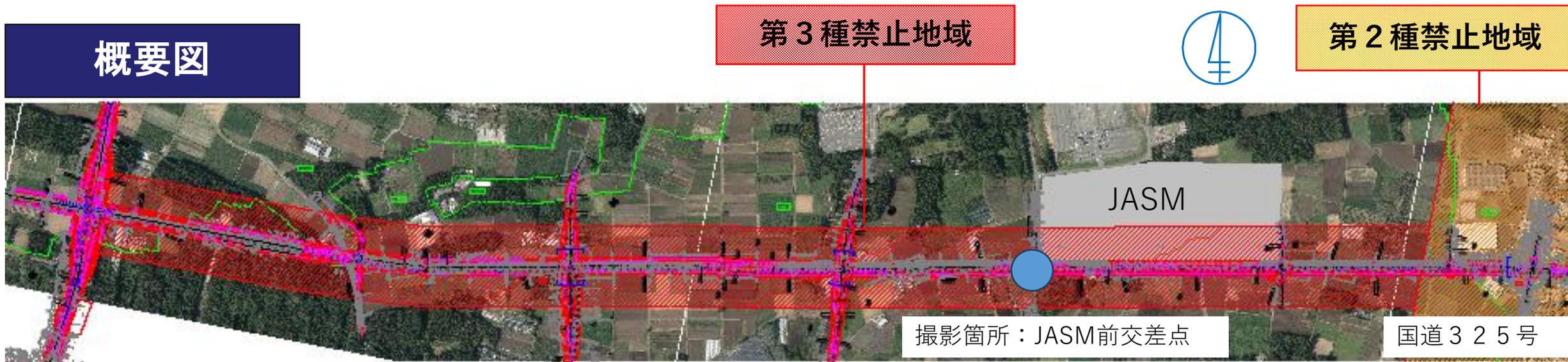
セミコンテクノパーク周辺では半導体関連企業の集積が進むとともに、現在生じている周辺道路の渋滞状況解消のため、今後の交通需要を見込んだ上で、基幹的な道路ネットワーク整備を強力に推進している。

周辺の豊かな自然との調和も図りながら、質の高い、品格のある景観の形成を目指し、適切な規制により良好な景観への誘導を図っていくことが必要。

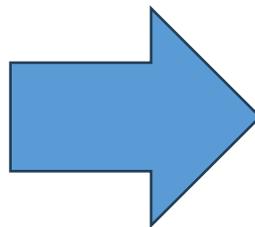


県道大津植木線・大津西合志線の規制の効果

概要図



令和6年（2024年）1月29日審議会開催時点



令和8年（2026年）1月29日時点

規制予定路線及び区間

路線名	始点	終点
①都市計画道路合志インターチェンジアクセス線	県道新山原水線との交点 (菊陽町原水地内)	都市計画道路中九州横断道路大津熊本線との交点 (合志市上庄地内)
②菊陽町道下原堀川線	県道熊本菊陽線との交点 (菊陽町津久礼地内)	県道新山原水線との交点 (菊陽町原水地内)
③合志市道福原原水線	合志市道竹迫第二テクノ線との交点 (合志市福原地内)	県道大津植木線との交点 (菊陽町原水地内)
④都市計画道路菊陽空港線	県道大津植木線との交点 (菊陽町原水地内)	国道57号との交点 (菊陽町久保田地内)
⑤合志市道竹迫第二テクノ線	県道大津植木線との交点 (菊陽町原水地内)	都市計画道路合志インターチェンジアクセス線との交点 (合志市竹迫地内)
⑥菊陽町道南方大人足線	国道57号との交点 (菊陽町原水地内)	県道大津植木線との交点 (菊陽町原水地内)

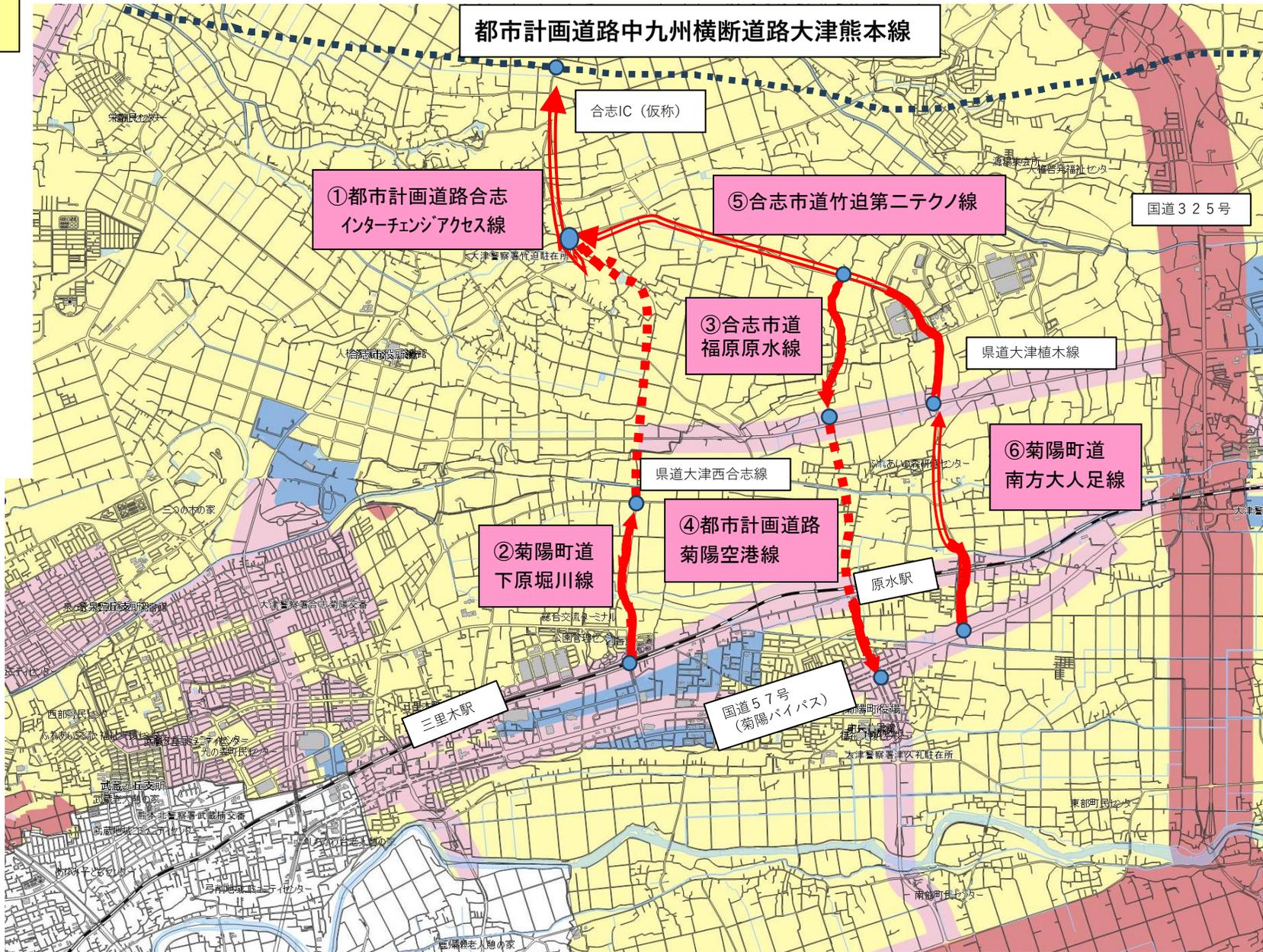
規制路線及び区間の現況の写真

指定区間(新設) ← - - - ←

指定区間(拡幅) ← == ←

指定区間(現道) ← == ←

地図



交点
(始点又は終点)

- 第1種禁止地域
- 第2種禁止地域
- 第3種禁止地域
- 第4種禁止地域
- 第1種許可地域
- 第2種許可地域
- 第3種許可地域

規制路線及び区間の現況の写真 ①都市計画道路合志インターチェンジアクセス線

地図



規制路線及び区間の現況の写真 ②菊陽町道下原堀川線

地図



規制路線及び区間の現況の写真 ③合志市道福原原水線

地図



指定区間(新設) ← - - -

指定区間(拡幅) ← ==

指定区間(現道) ←

始点



終点



交点 (始点又は終点) ●

- 第1種禁止地域
- 第2種禁止地域
- 第3種禁止地域
- 第4種禁止地域
- 第1種許可地域
- 第2種許可地域
- 第3種許可地域

片側1車線

県道大津植木線

規制路線及び区間の現況の写真 ④都市計画道路菊陽空港線

地図

指定区間(新設) ← - - -

指定区間(拡幅) ← ==

指定区間(現道) ← ==

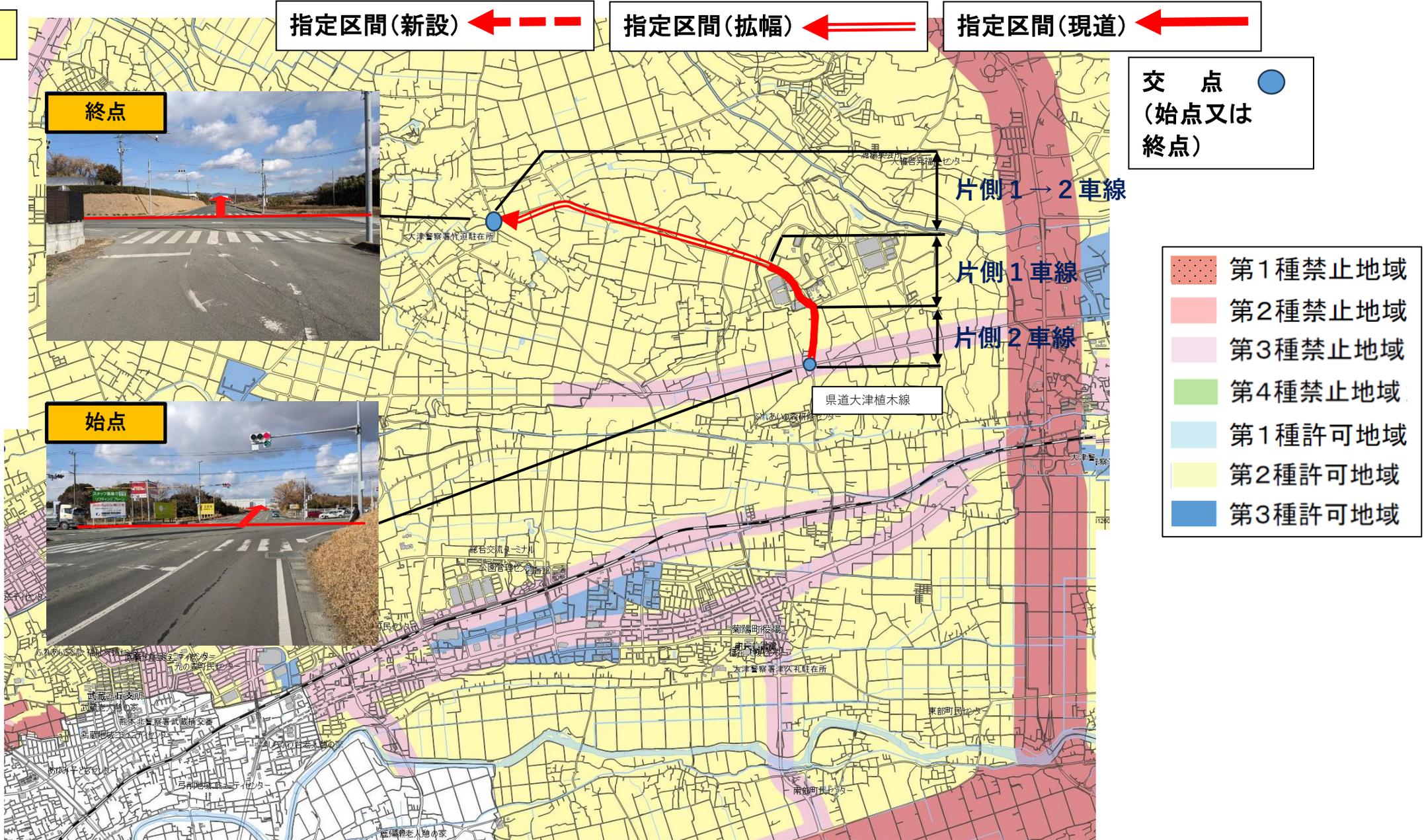
交点 (始点又は終点) ●

- 第1種禁止地域
- 第2種禁止地域
- 第3種禁止地域
- 第4種禁止地域
- 第1種許可地域
- 第2種許可地域
- 第3種許可地域



規制路線及び区間の現況の写真 ⑤合志市道竹迫第二テクノノ線

地図



指定区間(新設) ← - - -

指定区間(拡幅) ← = = =

指定区間(現道) ← ———

交点 (始点又は終点) ●

- 第1種禁止地域
- 第2種禁止地域
- 第3種禁止地域
- 第4種禁止地域
- 第1種許可地域
- 第2種許可地域
- 第3種許可地域

終点

始点

片側1→2車線
片側1車線
片側2車線

県道大津植木線

大津警察署竹迫駐在所

津吉交流センター

大津警察署津区礼駐在所

大津警察署津区礼駐在所

東部町民センター

南部町民センター

巨福老人憩の家

武蔵町民センター

武蔵町民センター

武蔵町民センター

武蔵町民センター

武蔵町民センター

武蔵町民センター

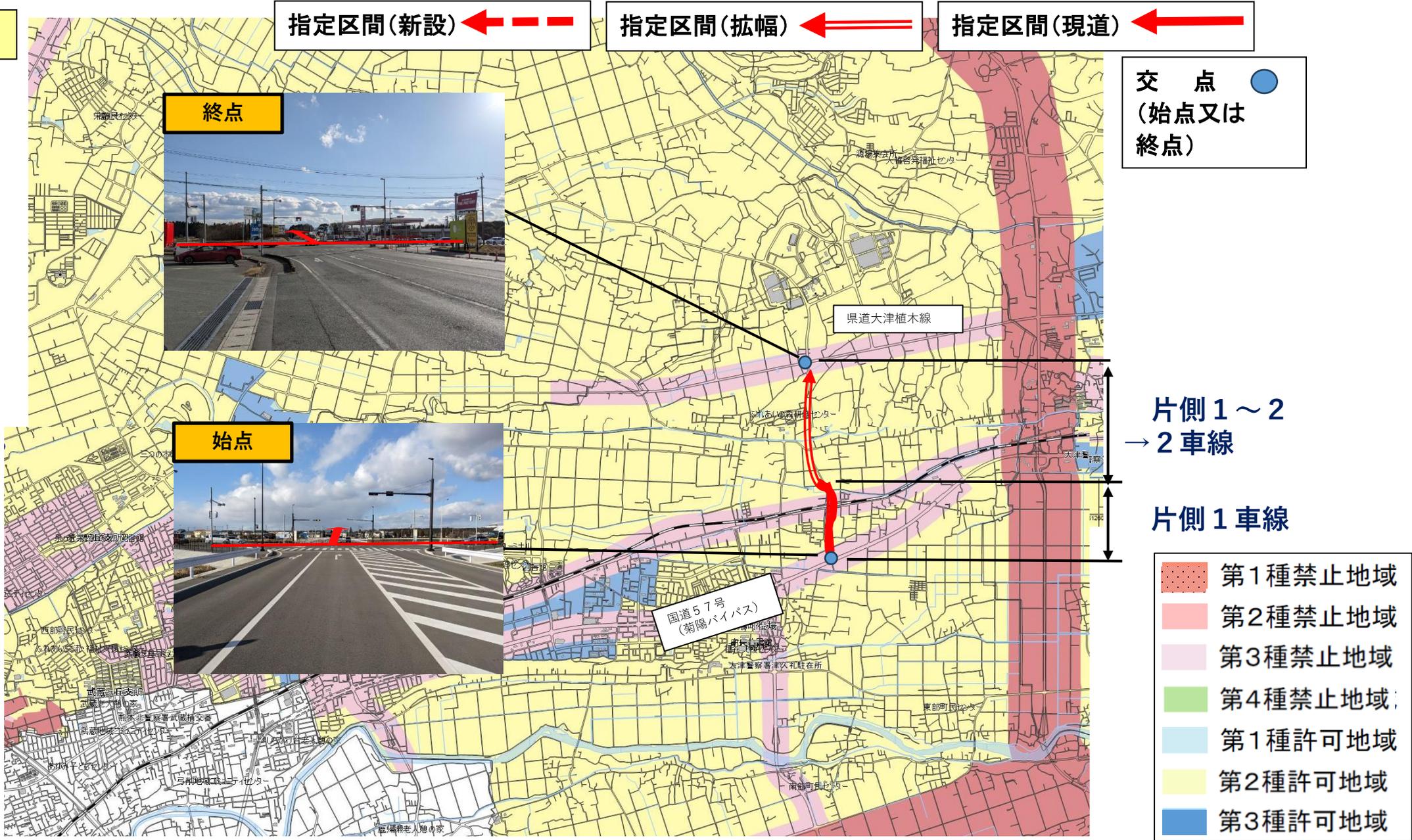
武蔵町民センター

武蔵町民センター

武蔵町民センター

規制路線及び区間の現況の写真 ⑥菊陽町道南方大人足線

地図



規制の内容（禁止地域への指定）

概要

路端から両側100メートル以内の区域を「第2種許可地域」から「第3種禁止地域」に規制地域区分の変更を行う。

		(変更前)	(変更後)
規制地域		第2種許可地域	第3種禁止地域
総量規制	一般広告物	○（広告物の表示面積:100㎡以内）	×（原則掲出不可）
	自家用広告物	○（広告物の表示面積:100㎡以内）	○（広告物の表示面積:50㎡以内）
個別基準	建植広告 (広告塔、広告板等)	高さ5m以下:1表示面20㎡以内	高さ5m以下:1表示面15㎡以内
		高さ5m超13m以下:1表示面15㎡以内	高さ5m超10m以下:1表示面10㎡以内
	屋根面広告	1屋根面の1/2以内	×（表示等は禁止）
	壁面広告	1壁面の1/2以内	1壁面の1/3以内

既存不適格広告物について

既存不適格とは現在適法に設置してある屋外広告物で今回の規制により不適となる広告物

既存不適格広告物の件数

区分	件数
一般広告物	36
自家用広告物	なし

既に設置されている屋外広告物の経過措置

条例第7条第1項(経過措置)

条例施行規則第8条第1項及び第2項(新たに指定された禁止地域等に関する特例)

指定前に適法に表示等されていたもの(既存広告物等)を指定の時点から直ちに撤去することは難しいため、円滑に移行できるよう経過措置期間 (原則1年(堅ろうなものは7年))を設けている。

既存不適格広告物の現況と写真

指定区間(新設) ← - - -

指定区間(拡幅) ← = = =

指定区間(現道) ← = = =

交点(始点又は終点) ●

都市計画道路中九州横断道路大津熊本線



既存不適格広告物 ●



既存不適格広告物 5件



既存不適格広告物 1件



既存不適格広告物 1件



既存不適格広告物 8件



既存不適格広告物 4件



既存不適格広告物 17件



①都市計画道路合志インターチェンジアクセス線

③合志市道福原原水線

⑤合志市道竹迫第二テクノ線

②菊陽町道下原堀川線

④都市計画道路菊陽空港線

⑥菊陽町道南方大人足線

工業地域

スケジュール（予定）

内容 \ 時期	10月	12月	2月	3月
道路及びその沿線の屋外 広告物規制について	関係市町との協議	パブリック コメント R7.12.1～ 12.30 (30日間)	関係市町への意見照会 （今回）景観・屋外 広告物審議会	告示・施行（予定）

パブリックコメントの結果

素案に関するパブリックコメントを以下のとおり実施。

【期間】令和7年（2025年）12月1日（月）～令和7年（2025年）12月30日（火）の30日間

【広報】県ホームページ掲載、各種窓口への設置、許可申請者へ周知

意見の件数：0件

関係市町からの意見

関係市町	意見概要
合志市	<p>○合志市都市計画マスタープランにおける自然環境・景観形成の方針として、「良好な都市環境・都市景観の形成に努めること」及び「良好な田園風景や集落景観の保全を図ること」と規定していることから、本市の施策とも合致しており、<u>今回県が示す(素案)については、異存ありません。</u></p> <p>＜要望事項＞</p> <ul style="list-style-type: none">・地権者、地元住民及び関係機関等への説明や対応を丁寧に行うようお願いします。・令和7年12月に全線開通する辻久保バイパス(県道大津植木線)について、第3種禁止地域に指定する等の規制をお願いします。 <p>(理由)</p> <p>辻久保バイパスは、九州自動車道北熊本スマートICのアクセス道路として、周辺企業や工業団地へ接続する重要な道路となりますが、特に今回開通する新設道路の部分については、開通後の交通需要の増加に伴って、道路沿いに広告物が多く設置されることが想定され、それにより、半導体産業集積地周辺の道路ネットワークとしての良好な都市環境が阻害される恐れがあります。良好な都市環境を保護する観点から、広告物の設置が少ない現段階において、無秩序な広告物の設置を未然に防ぐための措置をお願いします。</p>
菊陽町	○ <u>意見なし。</u>